

令和6年度

鹿児島市検診業務支援員
(会計年度任用職員) 募集要項

受付期間

随時

鹿児島市健康福祉局保健部感染症対策課

鹿児島市健康福祉局保健部感染症対策課では、次のとおり検診業務支援員（会計年度任用職員）を募集します。

1 採用予定人数 1人程度

2 業務内容

- (1) 住民健診、施設健診、管理検診、接触者健診等におけるX線撮影業務及びこれらに付随する業務等
- (2) 医療機関立ち入り検査、X線装置使用前検査業務及びこれらに付随する業務等
- (3) 他の関係機関及び医療機関への連絡及びこれらに付随する業務等
- (4) その他所属長の指示する業務

3 任用期間

任用の日から令和7年3月31日まで

※採用から1か月は条件付き採用期間です。

※年度を超えての更新はありません。

4 勤務場所

鹿児島市健康福祉局保健部感染症対策課（鹿児島市山下町11番1号）

※中央保健センター等への外勤があります。

5 勤務時間等

月～金曜日のうち週4日勤務（週31時間以内）

※各勤務日の勤務時間は、下記のAからCの時間を、所属長があらかじめ指定します。

（勤務時間には、1時間の休憩時間が含まれます。）

A：8時30分～17時15分

B：7時30分～16時15分

C：9時30分～18時15分

6 報酬等

報酬額は、鹿児島市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、実務経験や職責等を考慮の上、決定します。

月額：166,400円～185,900円

※報酬は、社会保険料等控除前の金額です。

※その他、期末手当、勤勉手当、通勤手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

※関係条例、規則等が改正された場合は、変更される場合があります。

7 休暇等

年次有給休暇等

8 社会保険等

厚生年金保険、地方公務員共済（短期給付（健康保険）・福祉事業）、雇用保険に加入します。

9 服務

地方公務員法に規定する服務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等があった場合には懲戒処分の対象となります。

10 応募資格

応募資格は、次の要件を満たすものとします。

(1) 診療放射線技師の資格を有する者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 鹿児島市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

11 選考方法等

(1) 選考は、書類審査及び面接により行います。

	選考の内容
書類審査	申込書の記載内容（職歴、資格・免許等）による選考を行います。
面接審査	主として人物について個別に面接を行います。 面接の実施日時等は、後日連絡します。

(2) 選考結果

合否の結果は、文書で本人に通知します。

(3) 選考結果の開示

選考結果については、個人情報保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、口頭で開示を申し出ることができます。

開示申出できる人	開示内容	開示期間	開示場所
不合格者	総合得点、合格最低点及び順位	合否の通知日から起算して1か月間	感染症対策課

開示申出をする場合は、必ず受験者本人（代理は認めません。）が、本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参し、感染症対策課へ直接お越しください。電話、郵送等による開示申出はできません。

受付時間は、開示期間内の開庁日午前8時30分から午後5時15分までです。（正午から午後1時までの時間を除く）

1 2 申込方法等

鹿児島市検診業務支援員選考申込書は、鹿児島市感染症対策課で交付します。また、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）からダウンロードすることもできます。

(1) 書類の提出先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市健康福祉局保健部感染症対策課

電話 099-803-7023

※郵送で提出するときは、表に「申込書在中」と朱書きしてください。

(2) 提出する書類

ア 選考申込書

イ 履歴書（市販の履歴書で可）

※申込日前1か月以内に撮影した上半身脱帽正面向の写真を貼りつけること。

※職歴については、応募資格を満たしているかどうかの審査対象となるので、正確に記入すること。

ウ 診療放射線技師の資格を証明できるもの（写し）

(3) 受付期間

随時。募集人数の採用が決まり次第、受付を終了します。

(4) 受付時間

開庁日の午前8時30分から午後5時15分までです。（正午から午後1時までの時間を除く）

(5) その他

提出された書類は、合否結果にかかわらず返却しません。